

補助金



移住定住支援の取組紹介

令和8年度 桂川町移住定住 奨励金等交付事業について

企画財政課 企画広報係 ☎65・10855

桂川町では、本町への移住定住促進に向けた取組の1つとして、「桂川町移住定住奨励金等交付事業」を実施しています。

これは、左記の【交付の要件】を全て満たし、まちづくりや地域づくりに参画いただける世帯に対して、感謝の意を表すため、移住定住奨励金等を交付するものです。

令和7年1月2日〜令和8年1月1日に住宅を取得された世帯には、事業案内に関する書類等を郵送しています（※提出期限あり）。内容の確認をよろしく願います。

また、案内書類等が届いていない世帯がありましたら、担当係までお問い合わせください。

【交付の要件】次の要件を全て満たす世帯

- ① 令和7年1月2日〜令和8年1月1日の期間に、床面積50㎡以上の生活の本拠となる居住用住宅を購入した世帯
- ② 世帯員等が桂川町の住民基本台帳に登録され、対象住宅に住民票を移していること
- ③ 申請日において、町税等の滞納がないこと
- ④ 行政区に加入していること
- ⑤ 暴力団員でない、または暴力団員と密接な関係を持つ者でないこと

補助金



文化活動及びスポーツ大会全国大会等出場報奨金の制度を開始

全国大会等出場報奨金を交付します

図 社会教育課 社会教育係（文化活動）、社会体育係（スポーツ）

令和8年度から文化活動及びスポーツ大会全国大会等出場報奨金制度を開始します。

この制度では、町民の文化及びスポーツ活動の水準向上と振興を図るため、全国規模の大会等に出場する個人及び団体に報奨金を交付します。

対象者 (団体)	次のいずれかに該当する方で、県大会等の予選を経て実施される全国大会等に出場が決定した方（団体） <ul style="list-style-type: none"> ・ 桂川町内に居住している方 ・ 桂川町内に通勤もしくは通学している方 ・ 団体の場合は桂川町内に活動拠点があること
対象の大会 報奨金の額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際大会 （個人）5万円 （団体）当該団体の出場者数×5万円（最大60万円） ・ 全国大会 （個人）2万円 （団体）当該団体の出場者数×2万円（最大20万円） ・ 西日本大会、九州大会又はこれに準ずる大会等（※高校生以下の児童又は生徒のみ） （個人）1万円 （団体）当該団体の出場者数×1万円（最大10万円） <p>※団体の報奨金の対象となる出場者数は、参加登録選手（監督1名を含む。）の人数</p>
申請期間	全国大会等に出場が決定した日の属する年度の末日（3月31日）まで
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国大会等出場報奨金交付申請書 ・ 請求書 ・ 出場が確認できる書類（推薦書、決定通知など）
問合せ 提出先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化活動：桂川町教育委員会 社会教育課 社会教育係 （桂川町住民センター）☎65・2007 ・ スポーツ：桂川町教育委員会 社会教育課 社会体育係 （桂川町総合体育館）☎65・5145